

協議事項

協議第2号について、修正案を次のとおり提出する。

平成15年1月7日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦 夫

協議第2号（修正案） 合併の期日について

阿蘇中部4町村は、合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は平成17年3月31日までとする。

ただし、国において3万人規模の市となるべき要件の特例が延長されない場合は、別途協議する。

参考（前回の意見）

町村名	市制か町制かについて	合併の期日について
一の宮町	市制	延長があればH17.3までも可
阿蘇町	市制	延長があればH17.3までも可
産山村	延長があれば市制も可	H17.3まで
波野村	町制	H17.3まで